

知っていますか? 屋外広告物のルール — 9月1日(月)~10日(水)は、屋外広告物適正化旬間 —

屋外広告物は、まちに賑わいを与えてくれる一方で、景観を損ねる可能性があります。市では、こうしたことを防ぐために、「草津市屋外広告物条例」を定めています。ルールを守り、良好な景観を守りましょう。

■屋外広告物とは
 屋外で公衆に向けて、常時か一定期間継続して表示される広告物のことです。お店などの商業広告だけでなく、絵やシンボルマークといった具体的なイメージを表したものの、コンサートなどのポスターも屋外広告物です。

■屋外広告物の種類
 屋外広告物は、設置位置や形状、表示方法などによって分類できます。標識利用広告(消火栓標識など)も屋外広告物です。



「公衆に向けて」とは
 一般に誰もがその広告物を見ることができる状況を意味します。敷地全体が塀で覆われている場合など、外部から見ることのできない広告物は条例の規制対象外となります。

問 都市計画課(4階) ☎561-6507、FAX561-2486

住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額を受けるためには、3カ月以内に申告を

要件を満たす改修工事を行い、工事完了後3カ月以内に申告すると、翌年度の固定資産税が減額されます(都市計画税は減額されません)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象家屋	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	新築された日から10年以上を経過した住宅	平成26年4月1日以前に建築された住宅
減額の範囲	床面積 ^{※1} 120㎡分を限度として税額の2分の1を減額	床面積 ^{※1} 100㎡分を限度として税額の3分の1を減額	床面積 ^{※1} 120㎡分を限度として税額の3分の1を減額
要件	<ul style="list-style-type: none"> 工事費が50万円を超える工事 耐震改修促進法に基づく現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること 	<ul style="list-style-type: none"> 自己負担工事費が50万円を超える工事 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 65歳以上の人や、要支援・要介護認定を受けている人、障害のある人が居住していること 	<ul style="list-style-type: none"> 自己負担工事費が60万円^{※2}を超える工事 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下

※1 床面積は、住居として用いられている部分(居住部分)が対象、併用住宅の店舗部分や事務所部分などを除く
 ※2 断熱改修費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事にかかる費用と合わせて60万円を超える場合も含む

問 税務課・資産税係(1階10番窓口) ☎561-2310、FAX561-2479

忘れずに納めましょう

国民健康保険税(4期)
納期限(口座振替日) 9月30日(火)

- ・コンビニやスマホ(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
- ・口座振替(自動払込)が便利で確実です!
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
 問 納税課(1階) ☎561-2311、FAX561-2479

長寿祝金

社会に尽くされた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするため、9月の敬老月間に、地域の民生委員児童委員などを通じて、長寿祝金を渡しています。

対象者	金額
満88歳(昭和11年9月17日~昭和12年9月16日生)	10,000円
満99歳(大正14年9月17日~大正15年9月16日生)	
満100歳以上(大正14年9月16日以前生)	
男女最高齢者	30,000円

対 9月15日(月)時点、市内に3カ月以上在住の対象者
 問 長寿いきがい課(1階) ☎561-2362、FAX561-2480

はしかわ市長の **だいすき!くさつ**



国スポ・障スポが始まります

いよいよ滋賀県で昭和56(1981)年の「びわこ国体」以来、44年ぶりの開催となる「わたくしHIGA輝く国スポ・障スポ第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」が始まります。草津市では、国スポの正式競技(会期前競技)として、昨年オープンしたインフロンニア草津アクアテイクセンターにおいて、9月6日から始まる水泳(競泳、飛込、水球、アーティスティックスライミング)を皮切りに、バレーボール、バスケットボール、軟式野球、ソフトボールを、また公開競技として、バウンドテニスそれぞれ市内各施設で開催します。障スポの正式競技としては、10月25日(土)から水泳とバレーボールを開催します。競技の観覧は無料です。水泳の競泳と飛込は事前申込が必要ですが、他の競技は事前申込不要で、自由に観覧いただけます。市民の皆様には、ぜひ直接会場で観覧いただき、選手の熱戦に応援をいただくことで、国スポ・障スポ、そして草津市を盛り上げていただければと思います。

草津市での開催にあたりましては、各団体や協会などの皆様による草津市実行委員会を組織し、企画・運営をいただいております。令和3(2021)年7月に草津市準備委員会設立発起人会を行い、同年10月に準備委員会設立総会・第1回総会を開催して以降、成功に向けてさまざまな議論を重ねていただきました。また、大会を支えるボランティアとして、運営ボランティア・広報ボランティアを合わせると、1,125人の方々に登録をいただきました。これまで、リハサル大会への従事や啓発、研修会などで活動を積み重ねていただきました。先月9日のボランティア決起集会にも多くの方にお集まりいただき、その熱意に、非常に心強さを感じました。

市内の企業の皆様からも数多くの協賛や広報への協力をいただいております。改めてお礼申し上げます。他にも、立命館大学びわこ・くさつキャンパスの学生の方に、大会ポスターや選手にあつせんする草津市をアピールする弁当箱のイラスト、カウンタダウンボードをデザインしていただいたり、市内の子どもたちに応援のぼり旗を制作いただくなど、多くの方に協力をいただきました。準備を進めてまいりました。今大会が、選手や観覧された方、ボランティア、大会に関わられた全ての方が良かったと思っております。大会になりますことを願っています。

マイナンバーカードの申請をサポートします

市役所まで来ることが困難な人などの自宅を職員が訪問し、マイナンバーカードの申請をサポートします。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

☎ 平日10:00~16:00 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
 対 市内在住でマイナンバーカード未申請の人、カードの更新を迎える人 ※一定の要件があります
 問 市民課(1階) ☎561-2344、FAX561-2492

不動産の専門家である空き家相談員を派遣します

空き家の適正管理や利活用などについて困っている人を対象に、課題を解決するため、不動産の専門家である空き家相談員を派遣し、助言を行います。ぜひ利用してください。
 対 市内の空き家を所有(管理)している人
 申・問 建築政策課(4階) ☎561-1502、FAX561-2486

草津市避難行動要支援者登録制度

災害時の避難に支援を必要とする人の登録を受け付けています。登録した情報を地域で共有することで、地域の助け合いによる避難支援の体制づくりを進めていきます。
 ※災害時の避難支援を保障するものではありません

- 対
- ・1人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の人(いずれも75歳以上)
 - ・身体障害者(身体障害者手帳1~2級)
 - ・知的障害者(療育手帳A1~A2)
 - ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1~3級)
 - ・難病患者(特定疾患医療受給者)
 - ・介護保険における要介護1以上の認定を受けている人
- ※その他、災害時に避難支援などを希望する人も、登録ができます
- 申 健康福祉政策課の窓口か電子申請サービスで
 問 【登録申請書の受付について】健康福祉政策課(2階) ☎561-2360、FAX561-2482
 【避難支援制度全般や防災・減災対策について】危機管理課(1階) ☎561-2325、FAX561-6852

都市計画案の閲覧と公聴会

大津湖南都市計画区域区分*の変更新案(滋賀県決定)について、市内在住の人は、期間内に公述申出書などの書類を提出できます。詳しくは、県ホームページをご覧ください。
 ※区域区分:市内の土地を市街化区域と市街化調整区域に区分すること

- 閲覧できる都市計画案 区域区分の変更新案
- 閲覧期間 9月2日(火)~11日(木) ● 閲覧および提出場所 県や市の担当課窓口など

公聴会 ☎ 9月18日(水) 14:00~ 所 滋賀県危機管理センター(大津市)
 申・問 ・県都市計画課(大津市) ☎528-4182、FAX528-4906
 ・都市計画課(4階) ☎561-2375、FAX561-2486